

第3期第2回 横浜市放課後子どもプラン推進委員会

日 時：平成23年12月6日（火）10時～

場 所：第一総業ビル 4階会議室

次 第

1 開 会

2 第3期第1回横浜市放課後子どもプラン推進委員会の会議録（案）について

3 議 題

（1）放課後児童育成施策の見直しについて

（2）横浜市子ども・若者支援協議会での検討状況について …資料1

4 報 告

（1）放課後児童育成施策に係るアンケート調査について …資料2

（2）災害時等の対応について …資料3

（3）その他

「横浜市子ども・若者支援協議会」からの報告書(案)の概要

子ども青少年局青少年育成課

1 目的

本市のこれまでの「青少年健全育成」及び「若者自立支援」施策を見直し、発展的に再構築することで、20年後、30年後の社会のありようを見据えた新たな「子ども・若者育成施策」を提案する。

2 内容

意見1 地域で子ども・若者を見守り、課題を早期発見する仕組みづくり

ア 主な意見

- (ア) 地域全体で青少年の育ちを見守りながら、青少年の健全育成に包括的に取り組む仕組みを形成する。
- (イ) 困難を抱えるリスクのある子ども・若者を地域で早期発見し、適切な相談支援機関やプログラムにつなげるための仕組みを形成する。

イ 具体的な施策

(ア)「地域青少年支援プラザ(仮称)」の設置

原則として中学生から40歳未満の子ども・若者を対象に、青少年地域活動拠点の「居場所機能」に困難を抱える子ども・若者に対する「相談支援機能」を付加した「地域青少年支援プラザ(仮称)」を18区に開設する。

(イ)中学校区への「より身近な居場所」の設置

(ウ)困難を抱える青少年のための「寄り添い型支援事業」の全区展開

(エ)学校、更正・保護施設、児童養護施設等と相談支援機関の一体的な取組強化

意見2 適切な支援につなげるための総合相談・調整

ア 主な意見

福祉、医療、教育、警察、更生・保護、就労・雇用などの分野別専門相談機関(関係機関等)とのネットワークを構築し、適切な支援につなげるための総合相談・調整機能確立する。

イ 具体的な施策

(ア)「青少年総合相談センター」の設置

15歳～40歳未満の子ども・若者支援に関する全市的な相談調整の中核機関として「青少年総合相談センター(仮称)」を設置する。

(イ)「新・青少年交流センター」の設置

「青少年総合相談センター」の人材育成部門と「地域青少年支援プラザ(仮称)」の機能を併せた「新・青少年交流センター」を設置する。

(ウ)若者サポートステーションの相談支援の拡充

(エ)「利用者登録制」の仕組みの構築

意見3 段階的な体験・訓練プログラムから自立につなげる取組

ア 主な意見

- (ア) 各支援機関で個々に実施している社会体験・職業訓練プログラムの位置づけの明確化と体系化を図り、ネットワークを強化して、より専門性の高い多様なプログラムを提供する。
- (イ) 困難を抱える若者たちが安心して生活し、働き続けることのできる場を開拓する。

イ 具体的な施策

(ア) 共同生活型の「青少年しごと・生活塾(仮称)」の整備

家庭の養育機能が期待できず、また就学・就労の見通しの立たない10代後半の青少年（中卒や高校中退者）に食文化をはじめとする基本的な生活習慣の習得や就学、就職につながる資格取得、職業訓練などの支援を行う。

(イ) 「よこはま型若者自立塾」の専用施設の整備

就労を目指す若者（主に20～30代）を対象に、職業的自立のために必要となる体験・訓練プログラムを提供するための専用施設を整備する。

(ウ) 就労支援員の育成と企業への派遣

(エ) 若者の起業支援と困難を抱える若者の就労の場の開拓

意見4 子ども・若者を支える社会の仕組みづくり

ア 主な意見

子ども・若者を支える社会の仕組みづくりに向けて地域での啓発事業や支援人材や団体の育成、また施策の社会的還元効果を誰にでもわかりやすく説明できる評価指標の策定を進める。

イ 具体的な施策

- (ア) 知っておきたい！子ども・若者どこでも講座(仮称)の展開
- (イ) 子ども・若者支援を担う人材や団体の育成
- (ウ) 子ども・若者支援施策評価指標の策定

国への要望事項

- ア パーソナル・サポート・サービスの継続
- イ 訪問相談及び地域における相談支援に対する財政的措置の拡大
- ウ 「若者サポートステーション」への職業紹介・あっせん機能の付加
- エ 社会福祉士の国家試験資格の実習の場の拡大

3 横浜・神奈川若者支援連絡会議による共同宣言について

県下の「若者サポートステーション」を所管する自治体（神奈川県、鎌倉市、川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、藤沢市、横須賀市）及び「若者サポートステーション」を運営する支援団体と共に定期的に情報・意見交換会を開催し、広域で子ども・若者支援に取り組むための共同宣言を作成。

家庭状況別利用実態（23年度アンケート調査より）

【保護者向けアンケート実施概要】

| | | | |
|----------|-----------------|-------------|---------|
| (1) 実施時期 | 平成 23 年 7 月 | | |
| (2) 調査対象 | 放課後キッズクラブ | 6校 | |
| | 充実型はまっ子ふれあいスクール | 3校 | |
| | 従来型はまっ子ふれあいスクール | 5校 | |
| | 放課後児童クラブ | 5校 | |
| (3) 回収率 | 放課後キッズクラブ | 767 / 1,253 | (61.2%) |
| | 充実型はまっ子ふれあいスクール | 478 / 653 | (73.2%) |
| | 従来型はまっ子ふれあいスクール | 529 / 904 | (58.5%) |
| | 放課後児童クラブ | 113 / 160 | (70.6%) |

1 利用頻度

| | 留守家庭児童 | | 留守家庭児童以外 | |
|---|----------|-----|----------|-----|
| | 頻度 | 割合 | 頻度 | 割合 |
| 1 | ほとんど毎日 | 46% | 好きなイベント時 | 26% |
| 2 | 週に2・3日 | 23% | 1か月に1日 | 24% |
| 3 | 好きなイベント時 | 12% | 週に2・3日 | 21% |
| 4 | 週に1日 | 10% | 週に1日 | 21% |
| 5 | 1か月に1日 | 8% | ほとんど毎日 | 6% |

- 留守家庭児童は、保護者が自宅にいない日は自宅に代わる場所として、放課後施策を利用しているため、利用頻度が高くなっています。（「ほとんど毎日」と「週に2・3日」を合わせて69%）
- 留守家庭児童でない場合には、遊びの場として放課後施策を利用しているため、利用頻度が低くなっています。（「好きなイベント時」と「1か月に1日」を合わせて50%）

2 放課後に必要な内容

| | 留守家庭児童 | | | | 留守家庭児童以外 | | | |
|---|------------|-----|-----|-----|------------|-----|-----|----|
| | 項目 | 希望 | 実際 | 差 | 項目 | 希望 | 実際 | 差 |
| 1 | 安全 | 95% | 82% | ▲13 | 安全 | 90% | 84% | ▲6 |
| 2 | 信頼できるスタッフ | 81% | 79% | ▲2 | 信頼できるスタッフ | 73% | 77% | 4 |
| 3 | 友だちとの遊び | 74% | 80% | 6 | 友だちとの遊び | 72% | 71% | ▲1 |
| 4 | 宿題をする環境 ※ | 55% | 36% | ▲19 | 出欠確認や情報共有 | 39% | 39% | 0 |
| 5 | 出欠確認や情報共有 | 54% | 48% | ▲6 | 季節の行事 | 34% | 53% | 19 |
| 6 | 季節の行事 | 39% | 57% | 18 | 宿題をする環境 ※ | 32% | 25% | ▲7 |
| 7 | 生活習慣を身に付ける | 32% | 30% | ▲2 | 生活習慣を身に付ける | 21% | 21% | 0 |
| 8 | スポーツ、英会話など | 17% | 16% | ▲1 | スポーツ、英会話など | 13% | 11% | ▲2 |
| 9 | その他 | 4% | 2% | ▲2 | その他 | 1% | 2% | 1 |

- 全体を通して、留守家庭児童の方が放課後施策に必要なだと思っている内容と実際に行われている内容に開きがあり、特に「安全」「宿題をする環境」「出欠確認や情報共有」については、留守家庭児童以外と比較して達成度が低くなっています。
- 留守家庭児童以外では、放課後に必要だと考える項目と実際に行われている内容が比較的一致しています。

※【参考】 こども達が宿題を行なう環境

| | 状 況 |
|--------------|-----------------------------|
| 放課後キッズクラブ | 17時以降に留守家庭児童が宿題をできる環境を設けている |
| はまっ子ふれあいスクール | 原則、宿題は行なっていない |
| 放課後児童クラブ | 小学校から帰宅後、宿題を行なう時間を設けている |

3 料金を負担してでもあったほうがいいと思う内容（複数回答）

| | 留守家庭児童 | | 留守家庭児童以外 | |
|---|------------|-----|------------|-----|
| 1 | 安全 | 50% | 安全 | 40% |
| 2 | おやつの提供 | 36% | スポーツ、英会話など | 29% |
| 3 | 宿題をする環境 | 34% | 季節の行事 | 24% |
| 4 | スポーツ、英会話など | 32% | おやつの提供 | 20% |
| 5 | 出欠確認や情報共有 | 28% | 宿題をする環境 | 16% |
| 6 | 季節の行事 | 28% | 出欠確認や情報共有 | 15% |
| 7 | 折り紙などの提供 | 11% | 折り紙などの提供 | 6% |
| 8 | その他 | 10% | その他 | 5% |

- ・ 「宿題をする環境」「おやつの提供」「出欠確認や情報共有」の項目では、留守家庭児童の保護者からの要望が高くなっている。
- ・ 留守家庭児童、留守家庭児童以外ともに「折り紙などの提供」については、有料にしてまで必要ではないと考えている。

4 （留守家庭児童のうち）近隣に「放課後児童クラブ」がある場合で、「キッズ」「はまっ子」を利用する理由（複数回答）

| | 項目 | 割合 |
|----|------------------|-----|
| 1 | 学校施設利用による安全 | 74% |
| 2 | 費用 | 51% |
| 3 | 校庭・体育館が使える | 48% |
| 4 | 友だちがたくさん参加している | 29% |
| 5 | 子どもの希望 | 22% |
| 6 | イベントの実施 | 22% |
| 7 | 保護者の役割が少ない | 18% |
| 8 | その他 | 17% |
| 9 | 18時までに保護者が帰宅する | 11% |
| 10 | 放課後児童クラブの存在を知らない | 4% |

- ・ 留守家庭児童が学校施設の放課後を利用する理由で最も多いものは、「学校施設を利用することによる安全」であり、「校庭・体育館が使える」という項目を合わせ、いずれかの項目を選択している保護者は75.9%となっている。
- ・ 2番目に多い理由が「費用」であることから、『放課後児童クラブ』の費用が高額であると考えていることが分かる。また、『放課後児童クラブ』で多い保護者の役割を避ける傾向もあり、費用と合わせて負担の少ない学校施設の放課後の利用希望があることが分かる。

5 (留守家庭児童のうち)「キッズ」「充実型」ではなく、「放課後児童クラブ」を利用する理由
(複数回答)

| | 項目 | 割合 |
|---|-----------------------|-----|
| 1 | スタッフが子ども一人ひとりを見てくれるから | 60% |
| 2 | 学校とは違う家庭的な雰囲気 | 54% |
| 3 | 毎日同じスタッフと友だちで安心できる | 46% |
| 4 | キャンプなど外出活動が充実 | 42% |
| 5 | 保護者が関わり一緒に子育てができる | 40% |
| 6 | おやつが充実 | 20% |
| 7 | 活動時間など、保護者が決められる | 19% |
| 8 | お迎えが必須でない | 14% |
| 9 | その他 | 5% |

- ・ 『放課後児童クラブ』を利用する主な理由は、「スタッフ」「家庭的な雰囲気」「安定的な人間関係」となっている。
- ・ 上記「4」では、保護者の金銭面・労力面の負担が多いため学校施設の放課後を利用する児童が多かったが、『放課後児童クラブ』を利用する保護者の40%は、「保護者が関わって子育てをする」ことを望んでいる。

市立小学校長
市立特別支援学校長

こども青少年局放課後児童育成課長
教育委員会事務局指導企画課長

大規模地震等災害発生時の各学校と放課後事業の連携について（依頼）

このたび、「横浜市学校防災計画」の改訂にあわせ、放課後の各事業においてもマニュアルの見直しを行いました。また、「暴風警報」・「大雪警報」・「暴風雪警報」発表時の扱いに関しても、各事業担当者に学校との連携の重要性について周知を図ったところです。

については、各学校においてより具体的な児童の安全確保の方法など、さまざま状況に応じた防災体制について、放課後の各事業担当者で確認していただくようお願いいたします。

【確認・話し合いをお願いする項目】

1 大規模地震の発生・東海地震警戒宣言の発令関係

- (1) はまっ子ふれあいスクール・放課後キッズクラブ
 - ア 各校学校防災計画の周知について
 - イ 発生時間別の対応と保護者への周知方法について
 - ・授業中（授業中）
 - ・下校時
 - ・活動中
 - ・土曜日、長期休業中の活動など
 - ウ 発災時間別のスタッフの役割について
- (2) 放課後児童クラブ（学童）
 - ア 各校学校防災計画の周知について
 - イ 発生時間別の対応と保護者への周知方法について
 - ・授業中
 - ・下校時
 - ・活動中
 - ・土曜日、長期休業中の活動など
 - ウ 児童の避難について

2 「暴風警報」・「大雪警報」・「暴風雪警報」の発表関係（各事業共通）

- (1) 警報発表時間ごとの具体的な対応方法について
 - * 発表時間が午前中の場合、はまっ子ふれあいスクールは活動を中止します。
 - * 交通機関に影響がある場合は放課後キッズクラブの活動が困難になる場合があります。

3 添付資料

- (1) 地震発生時の対応マニュアル
(はまっ子ふれあいスクール・放課後キッズクラブ・放課後児童クラブ)
- (2) 風水害時（暴風・大雪、暴風雪警報）対応マニュアル
(はまっ子ふれあいスクール・放課後キッズクラブ)